

前橋市職員の育児休業等に関する条例及び前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について（議案第 35 号）

職員課

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育介法）の改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 部分休業の承認について定める規定において、育介法の引用条項を改める。
- (2) 育児を行う職員が子を養育するために請求できる時間外勤務の制限について、対象となる当該子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子（現行 3 歳に満たない子）に拡大する。
- (3) 配偶者、父母、子、配偶者の父母等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度、措置等について知らせるとともに、当該制度、措置等の利用に係る意向を確認するための面談等を実施することとする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 附則で改正する条例

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年前橋市条例第 29 号）